

○小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成25年4月1日

改正

平成26年4月1日

平成27年6月1日

令和3年4月1日

令和7年4月1日

小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定等について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) その他市長が必要と認める図書

(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号又は第2号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書

(2) 前号に掲げるもののほか市長が不要と認める図書

(建築確認の審査の申出)

第5条 法第54条第2項後段(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の認定の申請と併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同項の申請書の正本及び副本を提出するものとする。ただし、当該申出に係る建築物が同法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

2 前項の場合において、建築基準法第6条第1項の申請書には、省令第41条第1項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(軽微な変更)

第6条 市長は、認定建築主が省令第44条に規定する軽微な変更をしたときは、当該認定建築主に対して軽微な変更届(様式第1号)にそれぞれ添付図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画を変更部分のみ朱書表示したものとする。)を添えて届け出るよう求めることができる。

2 前項の軽微な変更届の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

(申請の取下げ)

第7条 法第53条第1項の規定による認定を申請した者又は法第55条第1項の規定による変更の認定を申請した者(次条において「申請者」という。)が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の取下げ届の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

(認定をしない旨の通知)

第8条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、不認定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に

通知するものとする。

(工事完了報告)

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書(様式第4号)に、次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面であって市長が適当と認めるもの

(計画の取りやめ)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第5号)に、省令第43条第2項に規定する通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第46条の規定による変更の認定の通知書)を添えて、市長に申し出なければならない。

2 前項の申出書の提出通数は、正本1通及び副本1通とする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第58条の規定により計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第6号)により、認定を取り消された者に対し取り消した旨とその理由を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。